

三沢市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(本文) 新旧対照表 (令和6年4月1改正)

改正後	改正前
<p>第1条～11条 (略)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の承認又は不承認を決定し、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知ものとする。</p> <p>第13条 事業の利用者（以下、「利用者」という。）は、事業の利用を変更し、中止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ市長にその旨を届けなければならない。</p> <p>第14条 (廃止)</p>	<p>第1条～12条 (略)</p> <p>第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の利用の承認又は不承認を決定し、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知ものとともに、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（様式第4号）によりサービス提供者に通知するものとする。</p> <p>第13条 市長は、事業の利用者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の利用を中止させることができる。</p> <p>(1) 健康状態に変化が見られ、当該事業を利用することが適切でないと認められたとき。</p> <p>(2) 利用者の主治医に休止又は中止の指導を受けたとき。</p> <p>(3) その他事業の利用を継続することができないと認められたとき。</p> <p>(利用の変更等の届出)</p> <p>第14条 利用者は、事業の利用を変更し、中止しようとするときは、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用中止届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、第4条の規定により事業を委託している場合において前項の届出があったときは、三沢市介護予防・日常生活支援総合事業利用中止</p>

<p>第14～19条（略）</p>	<p><u>通知書（様式第6号）によりサービス提供者に通知するものとする。</u></p> <p>第14～20条（略）</p>
-------------------	---

改正後	改正前
<p>別添（第6条関係） 三沢市介護予防・日常生活支援総合事業費一覧〔1単位＝10円〕</p> <p>1 訪問型サービス費（独自）</p> <p>イ <u>訪問型サービス費（独自）※1週当たりの標準的な回数を定める場合</u></p> <p> a <u>訪問型サービス11 1,176単位</u> （事業対象者、要支援1・2週1回程度の訪問・1月につき）</p> <p> b <u>訪問型サービス12 2,349単位</u> （事業対象者、要支援1・2週2回程度の訪問・1月につき）</p> <p> c <u>訪問型サービス13 3,727単位</u> （事業対象者、要支援1・2週2回を超える程度の訪問・1月につき）</p> <p>ロ <u>訪問型サービス費（独自）※1月当たりの回数を定める場合</u></p> <p> a <u>訪問型サービス21 287単位</u> （事業対象者、要支援1・2標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合・1回につき）</p> <p> b <u>訪問型サービス22 179単位</u> （事業対象者、要支援1・2生活援助が中心である場合・所要時間20分以上45分未満の場合・1回につき）</p> <p> c <u>訪問型サービス23 220単位</u> （事業対象者、要支援1・2生活援助が中心である場合・所要時間45分以上の場合・1回につき）</p> <p> d <u>訪問型独自短時間サービス 163単位</u> （事業対象者、要支援1・2短時間の身体介護が中心である場合・1回につき）</p>	<p>別添（第6条関係） 三沢市介護予防・日常生活支援総合事業費一覧〔1単位＝10円〕</p> <p>1 訪問型サービス費（独自）</p> <p>イ <u>訪問型サービスⅠ 1,176単位</u> （事業対象者・要支援1・2週1回程度の訪問・1月につき）</p> <p>ロ <u>訪問型サービスⅡ 2,349単位</u> （事業対象者・要支援1・2週2回程度の訪問・1月につき）</p> <p>ハ <u>訪問型サービスⅢ 3,727単位</u> （事業対象者・要支援2週2回を超える程度の訪問・1月につき）</p> <p>ニ <u>訪問型サービスⅣ 268単位</u> （事業対象者・要支援1・2週1回程度の訪問で、1月の中で全部で4回まで行った場合・1回につき）</p> <p>ホ <u>訪問型サービスⅤ 272単位</u> （事業対象者・要支援1・2週2回程度の訪問で、1月の中で全部で5回から8回まで行った場合・1回につき）</p> <p>ヘ <u>訪問型サービスⅥ 287単位</u> （事業対象者・要支援2週3回程度の訪問で、1月の中で全部で9回から12回まで行った場合・1回につき）</p> <p>ト <u>訪問型サービス（短時間サービス） 167単位</u> （事業対象者・要支援1・220分未満の訪問・1月につき2回まで算定可能・1回につき）</p>

改正後	改正前
<p>ハ <u>高齢者虐待防止措置未実施減算 ※1週当たりの標準的な回数を定める場合（新設）</u></p> <p>a <u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 11 12 単位</u> （事業対象者、要支援1・2 週に1回程度の訪問・1月につき）</p> <p>b <u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 12 23 単位</u> （事業対象者、要支援1・2 週に2回程度の訪問・1月につき）</p> <p>c <u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 13 37 単位</u> （事業対象者、要支援1・2 週2回を超える程度の訪問・1月につき）</p> <p>二 <u>高齢者虐待防止措置未実施減算 ※1月当たりの標準的な回数を定める場合（新設）</u></p> <p>A <u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 21 3 単位</u> （事業対象者、要支援1・2 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合・1回につき）</p> <p>b <u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 22 2 単位</u> （事業対象者、要支援1・2 生活援助が中心である場合・所要時間20分以上45分未満の場合・1回につき）</p> <p>c <u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 23 2 単位</u> （事業対象者、要支援1・2 生活援助が中心である場合・所要時間45分以上の場合・1回につき）</p> <p>d <u>訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間 2 単位</u> （事業対象者、要支援1・2 短時間の身体介護が中心である場合）</p> <p>ホ <u>訪問型独自サービス初回加算 200 単位（1月につき）</u></p> <p>ヘ <u>訪問型独自サービス生活機能向上連携加算</u></p> <p>（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位（1月につき）</p> <p>（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位（1月につき）</p> <p>ト <u>訪問型独自口腔連携強化加算 50 単位（1回につき）（新設）</u></p>	<p>チ <u>初回加算 200 単位（1月につき）</u></p> <p>リ <u>生活機能向上連携加算</u></p> <p>（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位（1月につき）</p> <p>（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位（1月につき）</p>

<p><u>チ 訪問型独自サービス処遇改善加算</u></p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137/1000（1月につき） (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100/1000（1月につき） (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位× 55/1000（1月につき）</p> <p><u>リ 訪問型独自サービス特定処遇改善加算</u></p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63/1000（1月につき） (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42/1000（1月につき）</p>	<p><u>ヌ 介護職員処遇改善加算</u></p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×137/1000（1月につき） (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×100/1000（1月につき） (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位× 55/1000（1月につき） (4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウの90/100（1月につき） (5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウの80/100（1月につき）</p> <p><u>ル 介護職員特定処遇改善加算</u></p> <p>(1) 介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×63/1000（1月につき） (2) 介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×42/1000（1月につき）</p>
<p><u>ヌ 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算 所定単位数×24/100（1月につき）</u></p>	<p><u>タ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×24/1000（1月につき）</u></p>
<p>注1 <u>イからトについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを提供する場合は所定単位数の10%減算、利用者50人以上にサービスを行う場合は所定単位数の15%減算とする。また、同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合は所定単位数の12%減算とする。</u></p> <p>注2 チからヌにおける所定単位数は、イからトまでにより算定した単位数の合計となる。</p>	<p>注1 <u>イからトについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを提供する場合は、所定単位数に90/100を乗じる。</u></p> <p>注2 <u>ヌからルにおける所定単位数は、イからリまでにより算定した単位数の合計となる。</u></p> <p>注3 <u>ヌの（4）及び（5）は、令和4年3月31日まで算定可能とする。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 通所型サービス費（独自）</p> <p>イ 通所型サービス費（独自）</p> <p>a <u>通所型サービス 11 1,798 単位</u> （事業対象者、要支援 1 週 1 回程度の訪問・1 月につき）</p> <p>b <u>通所型サービス 12 3,621 単位</u> （事業対象者・要支援 2 週 2 回程度の通所・1 月につき）</p> <p>c <u>通所型サービス 21・回数 436 単位</u> （事業対象者・要支援 1 1 月の中で全部で 4 回まで行った場合・1 回につき）</p> <p>d <u>通所型サービス 22・回数 447 単位</u> （事業対象者・要支援 2 1 月の中で全部で 8 回まで行った場合・1 回につき）</p> <p><u>ロ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※1 週当たりの標準的な回数を定める場合（新設）</u></p> <p>a <u>通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 11 18 単位</u> （事業対象者、要支援 1・2 週に 1 回程度の訪問・1 月につき）</p> <p>b <u>通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 12 36 単位</u> （事業対象者、要支援 1・2 週に 2 回程度の訪問・1 月につき）</p> <p><u>ハ 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※1 月当たりの標準的な回数を定める場合（新設）</u></p> <p>a <u>通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 21 4 単位</u> （事業対象者、要支援 1・2・1 回につき）</p> <p>b <u>通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 22 4 単位</u> （事業対象者、要支援 1・2・1 回につき）</p> <p><u>ニ 業務継続計画未策定減算（新設） ※1 週当たりの標準的な回数を定める場合</u></p>	<p>2 通所型サービス費（独自）</p> <p>イ 通所型サービス（独自）</p> <p>a <u>通所型サービス 1 1,672 単位</u> （事業対象者・要支援 1 週 1 回程度の通所・1 月につき）</p> <p>b <u>通所型サービス 2 3,428 単位</u> （事業対象者・要支援 2 週 2 回程度の通所・1 月につき）</p> <p>c <u>通所型サービス 1・回数 384 単位</u> （事業対象者・要支援 1 1 月の中で全部で 4 回まで行った場合・1 回につき）</p> <p>d <u>通所型サービス 2・回数 395 単位</u> （事業対象者・要支援 2 1 月の中で全部で 5～8 回まで行った場合・1 回につき）</p>

改正後	改正前
<p>a <u>通所型独自業務継続計画未策定減算 11 18 単位</u> (事業対象者、要支援1・1月につき)</p> <p>b <u>通所型独自業務継続計画未策定減算 12 36 単位</u> (事業対象者、要支援2・1月につき)</p> <p>ホ <u>業務継続計画未策定減算（新設） ※1月当たりの回数を定める場合</u></p> <p>a <u>通所型独自業務継続計画未策定減算 21 4 単位</u> (事業対象者、要支援1・1回につき)</p> <p>b <u>通所型独自業務継続計画未策定減算 22 4 単位</u> (事業対象者、要支援2・1回につき)</p> <p>へ <u>通所型独自送迎減算（新設） 47 単位</u> (事業所が送迎を行わない場合)</p> <p>ト <u>生活機能向上グループ活動加算 100 単位（1月につき）</u></p> <p>ハ (廃止) 削除</p> <p>チ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位（1月につき）</p> <p>リ 栄養アセスメント加算 50 単位（1月につき）</p> <p>ヌ 栄養改善加算 200 単位（1月につき）</p> <p>ル 口腔機能向上加算 (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位（1月につき） (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位（1月につき）</p> <p>ヨ <u>一体的サービス提供加算 480 単位（1月につき）</u></p>	<p>ロ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位（1月につき）</p> <p>ハ <u>運動器機能向上加算 225 単位（1月につき）</u></p> <p>ニ 若年性認知症利用者受入加算 240 単位（1月につき）</p> <p>ホ 栄養アセスメント加算 50 単位（1月につき）</p> <p>へ 栄養改善加算 200 単位（1月につき）</p> <p>ト 口腔機能向上加算 (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位（1月につき） (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160 単位（1月につき）</p> <p>チ 選択的サービス複数実施加算 <u>(1) 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）</u> a <u>運動器機能向上及び栄養改善 480 単位（1月につき）</u> b <u>運動器機能向上及び口腔機能向上 480 単位（1月につき）</u> c <u>栄養改善及び口腔機能向上 480 単位（1月につき）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>リ</u> (廃止) 削除</p> <p><u>タ</u> サービス提供体制強化加算</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算 (I)</p> <p>a 88 単位 <u>(事業対象者・要支援1・1月につき)</u></p> <p>b 176 単位 <u>(事業対象者・要支援2・1月につき)</u></p> <p>(2) サービス提供体制強化加算 (II)</p> <p>a 72 単位 <u>(事業対象者・要支援1・1月につき)</u></p> <p>b 144 単位 <u>(事業対象者・要支援2・1月につき)</u></p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 (III)</p> <p>a 24 単位 <u>(事業対象者・要支援1・1月につき)</u></p> <p>b 48 単位 <u>(事業対象者・要支援2・1月につき)</u></p> <p><u>レ</u> 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (3月に1回を限度・1月につき)</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位 (1月につき)</p> <p><u>ロ</u> 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位 (6月に1回を限度・1回につき)</p> <p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位 (6月に1回を限度・1回につき)</p>	<p><u>(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)</u></p> <p><u>運動器機能向上及び栄養改善及び口腔機能向上 700 単位 (1月につき)</u></p> <p><u>リ</u> 事業所評価加算 120 単位 (1月につき)</p> <p><u>ヌ</u> サービス提供体制強化加算</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算 (I)</p> <p>a 88 単位 <u>[イのaまたはc利用時・1月につき]</u></p> <p>b 176 単位 <u>[イのbまたはd利用時・1月につき]</u></p> <p>(2) サービス提供体制強化加算 (II)</p> <p>a 72 単位 <u>[イのaまたはc利用時・1月につき]</u></p> <p>b 144 単位 <u>[イのbまたはd利用時・1月につき]</u></p> <p>(3) サービス提供体制強化加算 (III)</p> <p>a 24 単位 <u>[イのaまたはc利用時・1月につき]</u></p> <p>b 48 単位 <u>[イのbまたはd利用時・1月につき]</u></p> <p><u>ル</u> 生活機能向上連携加算</p> <p>(1) 生活機能向上連携加算 (I) 100 単位 (3月に1回を限度・1月につき)</p> <p>(2) 生活機能向上連携加算 (II) 200 単位 (運動器機能向上加算を算定している場合は、100 単位・1月につき)</p> <p><u>ヲ</u> 口腔・栄養スクリーニング加算</p> <p>(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20 単位 (6月に1回を限度・1月につき)</p> <p>(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5 単位 (6月に1回を限度・1月につき)</p>

<p>ツ 科学的介護推進体制加算 40 単位（1 月につき）</p> <p>ネ 介護職員処遇改善加算</p> <p>（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×59/1000（1 月につき）</p> <p>（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×43/1000（1 月につき）</p> <p>（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×23/1000（1 月につき）</p> <p>ナ 介護職員特定処遇改善加算</p> <p>（1）介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×12/1000（1 月につき）</p> <p>（2）介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10/1000（1 月につき）</p> <p>ウ 通所型独自サービスベースアップ等支援加算 所定単位×11/1000（1 月につき）</p> <p>注1 イにおいて、利用者の数が利用定員を超える場合、所定単位数に 70/100 を乗じる。</p> <p>注2 イにおいて、看護・介護職員が欠員の場合、所定単位数に 70/100 を乗じる。</p> <p>注3 イにおいて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、それぞれ以下のとおり減算する。</p> <p>a 376 単位（事業対象者・要支援1・1 月につき）</p> <p>b 752 単位（事業対象者・要支援2・1 月につき）</p> <p>c または d 94 単位（1 月に当り回数を定める場合・1 回につき）</p> <p>注4 イにおいて、事業所が送迎を行わない場合、47 単位減算する。（片道につき）</p> <p>注5 ネからナにおける所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計となる。</p>	<p>ワ 科学的介護推進体制加算 40 単位（1 月につき）</p> <p>カ 介護職員処遇改善加算</p> <p>（1）介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×59/1000（1 月につき）</p> <p>（2）介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×43/1000（1 月につき）</p> <p>（3）介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位×23/1000（1 月につき）</p> <p>（4）介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ウの 90/100（1 月につき）</p> <p>（5）介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ウの 80/100（1 月につき）</p> <p>ヨ 介護職員特定処遇改善加算</p> <p>（1）介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位×12/1000（1 月につき）</p> <p>（2）介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ） 所定単位×10/1000（1 月につき）</p> <p>タ 介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位×11/1000（1 月につき）</p> <p>注1 イにおいて、利用者の数が利用定員を超える場合、所定単位数に 70/100 を乗じる。</p> <p>注2 イにおいて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合、所定単位数に 70/100 を乗じる。</p> <p>注3 イにおいて、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、それぞれ以下のとおり減算する。</p> <p>a または c 376 単位</p> <p>b または d 752 単位</p> <p>注4 カからヨにおける所定単位数は、イからワまでにより算定した単位数の合計となる。</p> <p>注5 カの（4）及び（5）は、令和4年3月31日まで算定可能とする。</p>
---	--

3 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント 442単位（1月につき）

ロ 初回加算 300単位（1月につき）

ハ 委託連携加算 300単位

注 イについて、高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定のどちらか一方があれば4単位減算、また両方未であればそれぞれ4単位減算とする。

3 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント 438単位（1月につき）

ロ 初回加算 300単位（1月につき）

ハ 委託連携加算 300単位

改正後	改正前
<p>様式第1号（第10条関係） 介護予防サービス計画作成・介護ケアマネジメント依頼（変更）届出書 [別紙参照]</p>	<p>様式第1号（第9条関係） 介護予防サービス計画作成・介護ケアマネジメント依頼（変更）届出書 [別紙参照]</p>
<p>様式第2号（第11条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書 [別紙参照]</p>	<p>様式第2号（第10条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用申請書 [別紙参照]</p>
<p>様式第3号（第12条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（申請者用） [別紙参照]</p>	<p>様式第3号（第11条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（申請者用） [別紙参照]</p>
<p>様式第4号（第12条関係） <u>（廃止）</u></p>	<p>様式第4号（第11条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用決定（却下）通知書（サービス提供者用） [別紙参照]</p>
<p>様式第5号（第14条関係） <u>（廃止）</u></p>	<p>様式第5号（第13条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用中止届 [別紙参照]</p>
<p>様式第6号（第14条関係） <u>（廃止）</u></p>	<p>様式第6号（第13条関係） 介護予防・日常生活支援総合事業利用中止通知書 [別紙参照]</p>